

世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業

研 究 成 果 報 告 書

(一般普及版)

「東南アジア諸国－ベトナム、カンボジア、インドネシア等－に対する
法整備支援戦略研究」

研究代表者： 鮎京 正訓

(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)

研究期間： 平成18年度～21年度

1. プロジェクト研究基本情報

研究領域（該当するものに○を付けてください。）	
☒ 研究領域 1 日本と諸地域との関係性の解明—協働に向けて— ☐ 研究領域 2 地域のアイデンティティーの解明—相互理解を深めるために—	
研究課題名	東南アジア諸国—ベトナム、カンボジア、インドネシア等—に対する法整備支援戦略研究
責任機関名	名古屋大学
研究代表者（所属部署・役職・氏名）	法政国際教育協力研究センター・センター長・鮎京正訓
研究期間	平成18年度～平成21年度
主に研究対象とする国名	☒ ベトナム ☒ カンボジア ☒ インドネシア
研究費	平成18年度 1, 150万円
	平成19年度 1, 200万円
	平成20年度 1, 470万円
	平成21年度 1, 400万円

2. 本研究の社会的背景

1990年代以降、アジア諸国は、経済発展の基礎として法の整備が重要であることを認識し始めました。これに应运、1996年12月以降、日本は外務省、JICA、法務省が中心となり、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタンなどを対象に法整備支援プロジェクトに取り組んできました。

しかし、経済発展に法がどのように具体的に貢献できるかは、十分明らかになっていません。現在必要な研究は、法整備の基礎となる法典群や法令群、社会制度とそれを支える専門家をどのように連携させれば、経済発展と社会改革に有効な貢献ができるかという理論研究であり、政策研究です。日本が法整備支援をしてきたベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタンなどの諸国は、これまでの法整備の努力を継続し、日本と協力しながらさらに複雑な法的制度の構築導入につとめています。これらの諸国にインドネシア、マレーシアなどを加えた東南アジア諸国は、地理的・社会的に日本と深い関係にあります。また、今後 ASEAN 自由貿易地域が形成されるにしたがい、経済的重要性が著しく増加する地域でもある一方、社会主義法やイスラム法など法整備支援戦略における大きな政策的ニーズとなる研究課題を持つ国々です。

本研究は、これらの諸国に名古屋大学がもつ幅広い専門家のネットワークをベースにして、法概念の操作、法の運用、制度間の調整、立法技術などに関するアジア地域の法的ニーズに応えながら、日本独自の法整備支援方法論および戦略論を開発することを目的としてきました。

3. 研究の概要

本研究は、（1）法整備支援戦略の研究、（2）法整備支援評価に関する研究、（3）アジア諸国の法情報の収集と法情報データベース構築に関する研究、（4）災害復興・平和構築のための法整備の研究、という4つの研究チームによって実施されました。

（1）法整備支援戦略の研究

法整備支援戦略論構築にむけての最大の困難は、法整備支援事業を実際に実施しつつ、同時に法整備支援研究上の学問的な課題を明らかにしなければならない、という点にあります。これまでに、本研究を通して、日本の法整備支援戦略を構築するために、①対象分野（民事商事法分野に限定した法整備支援から、人権・民主主義の分野をも包摂する法整備支援への転換）、②対象地域（インドシナ諸国に限定した法整備支援から、中央アジア・コーカサスも含めた体制移行国全体を対象とした法整備支援への転換）、③支援を受ける側（支援対象

国)の人材育成、④支援を行う側(日本)の人材育成、⑤体制移行国の各国法専門家の育成、が課題として明確になりました。今後は、これらの課題を克服するために、法整備支援の実施機関が機関の壁を越えて連携していくことが求められます。とりわけ、③～⑤の人材育成に関わる問題は長期間の継続的な努力を要するので、大学が中心的役割を果たす必要があります。

(2) 法整備支援評価に関する研究

法整備支援における援助手法、とりわけ援助評価の手法は研究・実務両面において立ち遅れています。法整備支援は、起草された法律の数や、開催されたセミナーや参加者の数などという「アウトプット指標」では、その有効性の一側面を示すに過ぎません。立法やセミナーの開催が現実社会に適合し、民衆の支持を得られなければむしろ効果はマイナスとなってしまいます。そこで、本研究では、これまでに法整備支援の評価手法に関する国際的な動向、および日本の評価手法の課題を明らかにし、現在、開発援助の評価手法研究に関して先駆的なスウェーデン開発援助庁(SIDA)およびイギリス・シェフィールド大学との研究交流を進めたほか、デンマーク国際開発庁(DANIDA)、フィンランド外務省での調査を行いました。

(3) アジア諸国の法情報の収集とデータベース構築に関する研究

次世代のアジア諸国法研究者を養成するためには、アジア諸語・旧宗主国の言語による文献資料、アジア各国の法令集・判例集・官報などの定期刊行物を収集し、閲覧できる体制を構築する必要があります。本研究では、これまでに東南アジア諸国の旧宗主国であるフランス、オランダ、イギリスの東南アジア法研究機関との研究交流を進めると共に、アジア諸語・旧宗主国の言語による資料の収集を進めてきました。また、その過程で収集された文献資料を集積・公開するために、名古屋大学図書館と協力して「アジア法資料室」を名古屋大学法政国際教育協力研究センター内に開設しました。

また、アジア諸国における法整備支援は、これらの地域において経済活動を行おうとする企業に対し、予測可能な事業環境を提供することを目的の一つとしています。そこで、これまで、アジア諸国法研究者がいわば「職人芸」的に蓄積してきたアジア諸国の法情報へのアクセス方法を初学者・研究者・法整備支援専門家・ビジネスマンにも広く公開するために、本研究成果の一部として、アジア法情報の入門書『アジア法ガイドブック』(鮎京正訓編、名古屋大学出版会、2009年)を出版しました。

(4) 災害復興・平和構築のための法整備の研究

2004年12月のアチェ・アンダマン地震による地震被害に日本を含めた世界各国が多くの救援・復興支援を行いました。この際、中長期的な復興課題として注目を浴びたのが、行政システムの復興、および法律関係の確認・正常化に関する支援要請でした。このようなニーズに応えるためには、当該地域の法制度・社会制度に精通した専門家と各法分野の専門家の速やかな共同作業が必要となります。また、災害復興における法律関係での支援は、土地・財産所有関係の確定、災害犠牲者財産の相続、災害孤児の保護および後見などの分野が中心となります。これらの分野では、公的な法制度だけでなく、宗教法および慣習法を考慮した対応が必要となります。本研究では、アチェの復興支援、東チモールでの平和構築、カンボジアの平和構築を事例に、災害復興・平和構築のための法整備支援について研究を実施しました。

4. 研究成果

本研究の一環として開催された名古屋大学『法整備支援戦略の研究』全体会議、国際シンポジウム、研究会は、学部生・大学院生・留学生・法科大学院修了生・法整備支援専門家・市民に広く公開されました。また、シンポジウムの内容や調査報告を報告書として順次刊行を進めています。これらの報告書は、名古屋大学法政国際教育協力研究センターのホームページ(<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>)からダウンロードすることができます。

Summary of the study on strategy of legal assistance to South-East Asian countries – Vietnam, Cambodia, Indonesia etc.-

Program for area studies based on needs of society, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

Implemented by Nagoya University Center for Asian Legal Exchange (CALE)

Director: Dr. Masanori Aikyo, Nagoya University Center for Asian Legal Exchange (CALE)

From 2006 to 2009

After 1990's, Asian countries have begun to understand that legal reform is important for the economical development. Japanese government has started the legal assistance to the transitional countries in Asia, Vietnam, Laos, Cambodia, Indonesia, Mongolia, Uzbekistan, since 1996. However it has not clear how legal reform will contribute to economic development yet. Now it is need to study the relation between the legal system include the civil code, social institution, professions and economic development. South-East Asian countries has very close relation between Japan, and also has very important significance for the study of theoretical study on legal assistance, because its are influenced by socialist law and customary law, include Islamic law. This study aimed to develop the strategy and methodology of legal assistance by Japanese.

This study was constituted by 4 study teams; 1)Study team on the strategy of legal assistance, 2)Study team on the evaluation of legal assistance, 3)Study team on the Asian legal information and database, 4)Study team on legal assistance for the reconstruction and peace-building.

This study organized many academic conferences, international symposiums and workshops, and these were opened to public include students, graduate students, foreign students legal assistance professions and so on. Proceedings of these conference or symposium and reports of studies were published and you can access from web page of Nagoya University Center for Asian Legal Exchange (<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>).